明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務三六六）　二
○除籍が滅失した件（法務四四四）　一
○日本国に帰化を許可する件（同四四五）
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのザンビア共和国の加入に関する件（外務三三五）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一四三八）
○保安林の指定を解除する件（同一四三九～一四四一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四四二、一四四三）
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の規定に基づく登録実務講習の登録をした件（国土交通一〇三三）
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（同一〇三四）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（同一〇三五）　四
○高速自動車国道に関する件（同一〇三六）
○航路標識に関する件（海上保安庁一二一、一二二）
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一八九～一九二）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一四五）
○道路に関する件（中部地方整備局一六五、一六六）
○道路に関する件（近畿地方整備局一七五～一七七）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一七九）
○道路に関する件（九州地方整備局二一一）
○道路に関する件（北海道開発局一三一、一三二）　七
〔国会事項〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示三、兵庫同五）　七
〔資料〕
平成二十六年八月中国際収支状況（速報）及び平成二十六年四～六月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他
○総務省告示第三百六十六号　九
○法務省告示第四百四十四号　二九

告示

○総務省告示第三百六十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十六年十月二十日

総務大臣　山本　早苗

名称	期間	地域
民主党本部周辺地域	平成二十六年十月二十三日から平成二十七年十月二十二日まで	東京都千代田区平河町一丁目　平河町二丁目　隼町 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第四百四十四号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十一月二十日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十月二十日

法務大臣　馬場みどり

沖縄縣宮古郡多良間村字仲筋九十四番地

與那城春根